

県税ガイドブック

令和 7 年度

R 7 . 4 . 1

岐阜県総務部税務課

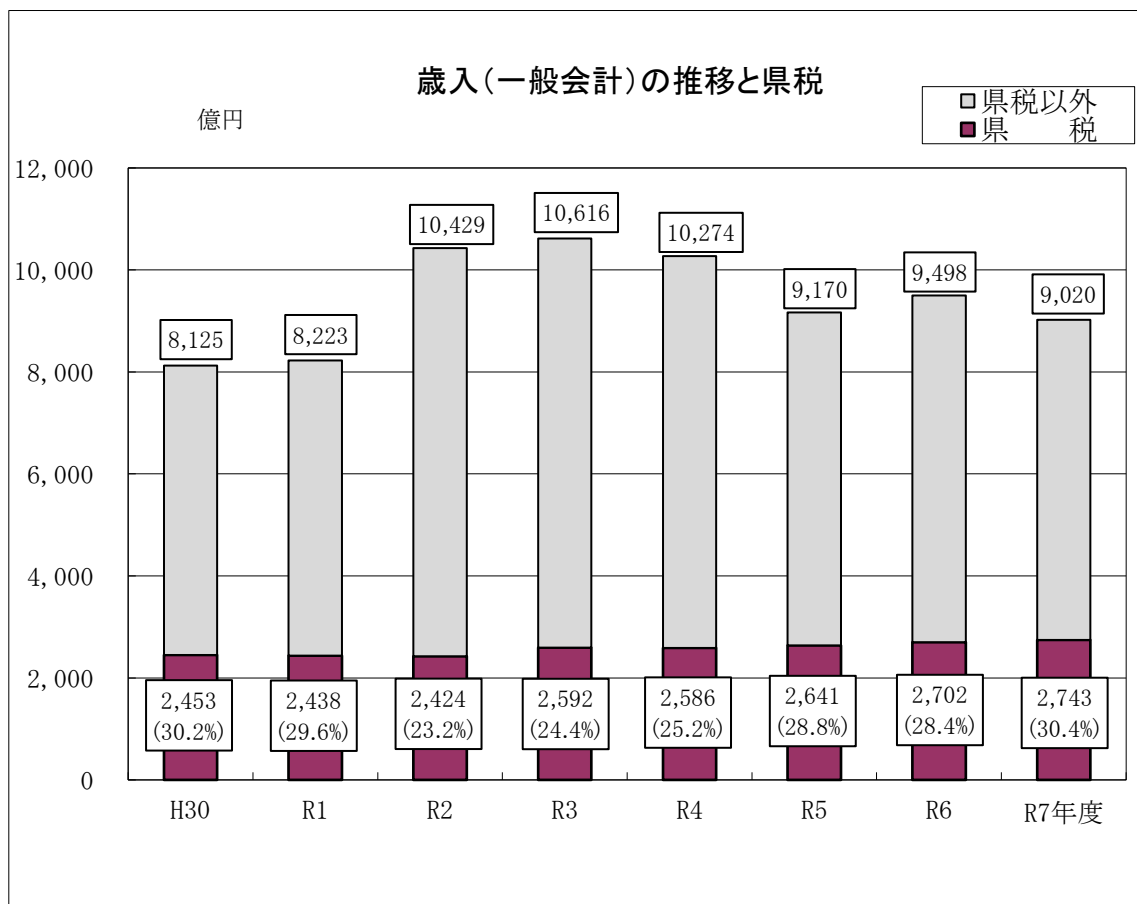
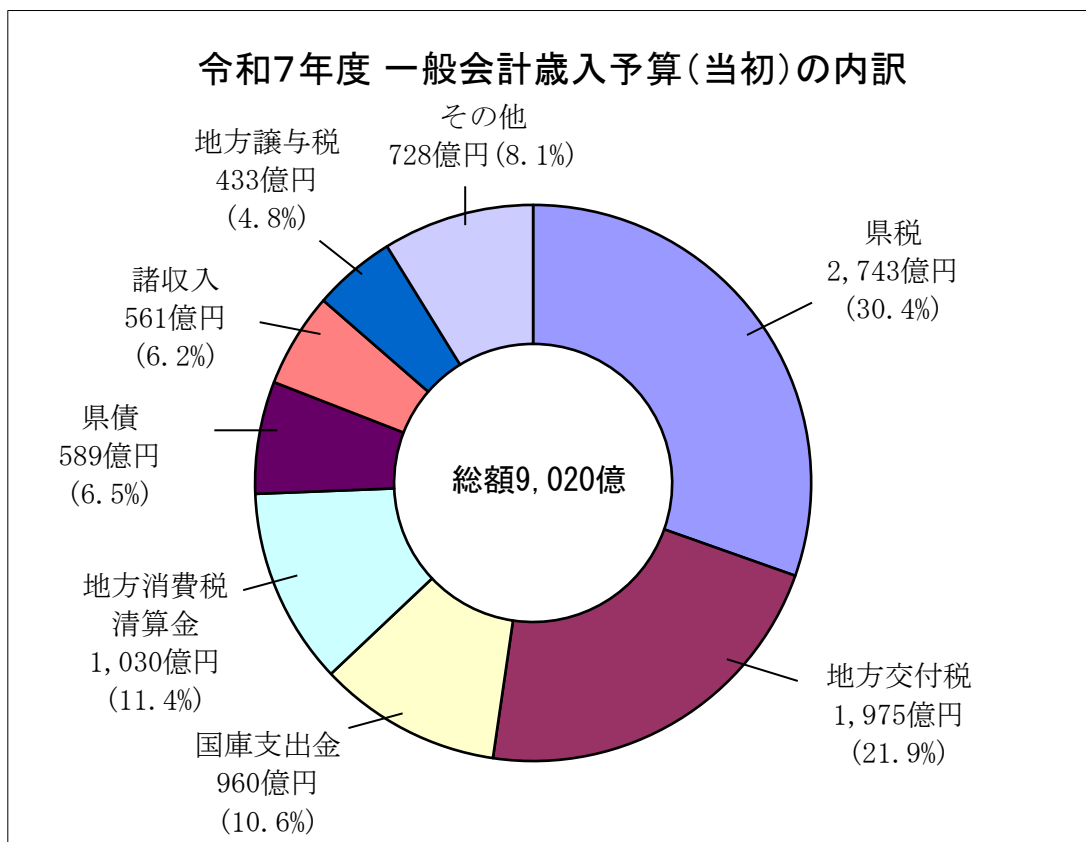


目 次

県の予算	1	県たばこ税	2 9
県税収入	5	ゴルフ場利用税	3 0
税金の種類	6	軽油引取税	3 1
県民税	8	自動車税	3 2
個人の県民税	8	狩猟税	3 9
法人の県民税	1 1	県固定資産税	4 0
清流の国ぎふ森林・環境税	1 3	鉾区税	4 1
利子等に係る県民税	1 5	乗鞍環境保全税	4 2
配当等に係る県民税	1 6	延滞金・過誤納金等の還付(充当)・加算金	4 3
株式等の譲渡所得に係る県民税	1 6	納税の猶予と減免	4 6
事業税	1 7	審査請求・更正の請求	4 7
個人の事業税	1 7	納税の方法	4 8
法人の事業税	1 9	申告と納税の時期一覧表	5 0
特別法人事業税	2 3	県税・国税・市町村税の照会先	5 1
地方消費税	2 4		
不動産取得税	2 5		

県の予算

令和7年度の県の一般会計歳入予算（当初）は9,020億円で、
このうち県税は2,743億円で、全体の30.4%を占めており、県の大切な財源となっています。



(注) H29～R5年度は決算額、R6年度は3月補正後額、R7年度は当初予算額です。
括弧内は、県税収入の一般会計に占める割合(単位:%)です。

令和7年度 当初予算編成

1 予算規模

9,020億円（R6当初8,861億円：+159億円、+1.8%）

※義務的経費である公債費、社会保障関係経費、税交付金を除くと▲84億円

（参考）過去の当初予算規模

平27	7,908億円（4.9%）	令2	8,420億円（1.9%）
平28	8,102億円（2.5%）	令3	8,704億円（3.4%）
平29	8,114億円（0.1%）	令4	8,869億円（1.9%）
平30	8,130億円（0.2%）	令5	8,897億円（0.3%）
令元	8,259億円（1.6%）	令6	8,861億円（▲0.4%）

2 予算の概要

政策のテーマ：「安心と挑戦の岐阜県：共に未来を創る場所」

若者や女性の流出が止まらず、人口減少が深刻化する現状を転換し、「安心」と「ワクワク」に溢れ、「人やモノが集まる岐阜県」を創るため、以下の10の目標の実現を目指して、必要な政策を作り実施します。

安心

ワクワク

- ①若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる。
- ②子どもを産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる。
- ③お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる。
- ④災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する。
- ⑤鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する。
- ⑥山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する。
- ⑦中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する。
- ⑧社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す。
- ⑨豊かな感性を育み多様な子どもと一緒に学ぶ教育を実現する。
- ⑩文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する。

3 予算の骨格

歳 入

(単位：億円、%)

項 目	令 7 当 初		令 6 当 初		増減額	増減率
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比		
県 税	2, 7 4 3	30.4	2, 5 6 2	28.9	+ 1 8 1	+ 7. 1
地方消費税清算金	1, 0 3 0	11.4	9 8 0	11.1	+ 5 1	+ 5. 2
地 方 譲 与 税	4 3 3	4.8	4 0 3	4.5	+ 3 0	+ 7. 4
地 方 交 付 税	1, 9 7 5	21.9	1, 9 5 2	22.0	+ 2 3	+ 1. 2
県 債	5 8 9	6.5	6 7 1	7.6	▲ 8 3	▲ 1 2. 3
臨時財政対策債	0	—	3 5	0.4	▲ 3 5	皆減
国 庫 支 出 金	9 6 0	10.6	9 7 7	11.0	▲ 1 6	▲ 1. 7
繰 入 金	5 6 1	6.2	5 1 7	5.8	+ 4 4	+ 8. 6
そ の 他 収 入	7 2 8	8.1	7 9 9	9.0	▲ 7 1	▲ 8. 9
合 計	9, 0 2 0	100.0	8, 8 6 1	100.0	+ 1 5 9	+ 1. 8

※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

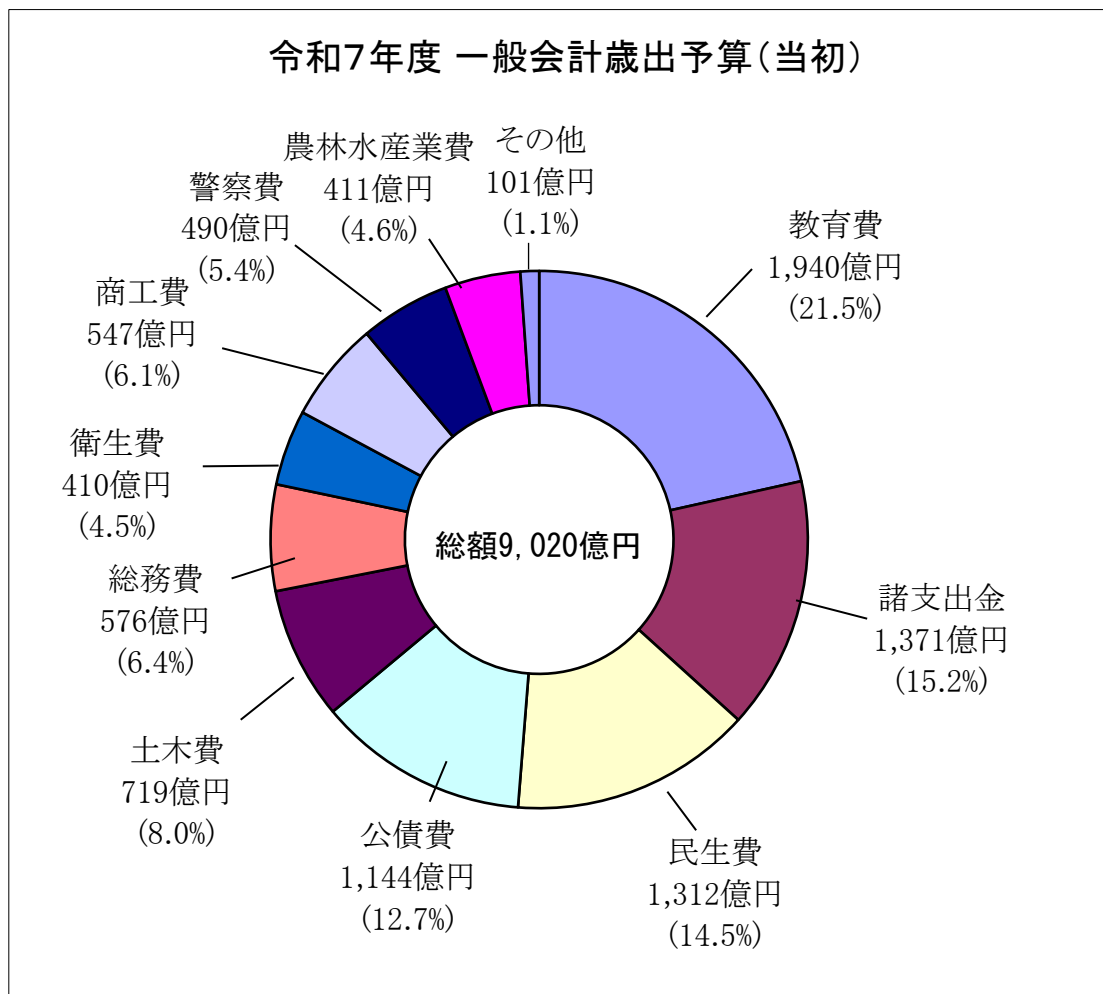
経費別歳出

(単位：億円、%)

項 目	令 7 当 初		令 6 当 初		増減額	増減率
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比		
人 件 費	2, 2 9 1	25.4	2, 3 3 8	26.4	▲ 4 7	▲ 2. 0
職員給等	2, 2 0 1	24.4	2, 1 5 3	24.3	+ 4 8	+ 2. 2
退職手当	9 0	1.0	1 8 4	2.1	▲ 9 5	▲ 5 1. 3
公 債 費	1, 1 4 4	12.7	1, 1 2 3	12.7	+ 2 2	+ 1. 9
社会保障関係経費	1, 5 8 1	17.5	1, 4 7 7	16.7	+ 1 0 4	+ 7. 0
投 資 的 経 費	1, 2 3 2	13.7	1, 3 1 6	14.8	▲ 8 4	▲ 6. 4
普通建設事業費	1, 1 6 8	13.0	1, 2 6 6	14.3	▲ 9 7	▲ 7. 7
災害復旧事業費	6 4	0.7	5 0	0.6	+ 1 4	+ 2 7. 4
税 交 付 金	1, 3 2 9	14.7	1, 2 1 2	13.7	+ 1 1 7	+ 9. 7
そ の 他	1, 4 4 3	16.0	1, 3 9 6	15.7	+ 4 7	+ 3. 4
合 計	9, 0 2 0	100.0	8, 8 6 1	100.0	+ 1 5 9	+ 1. 8

※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

分野別歳出

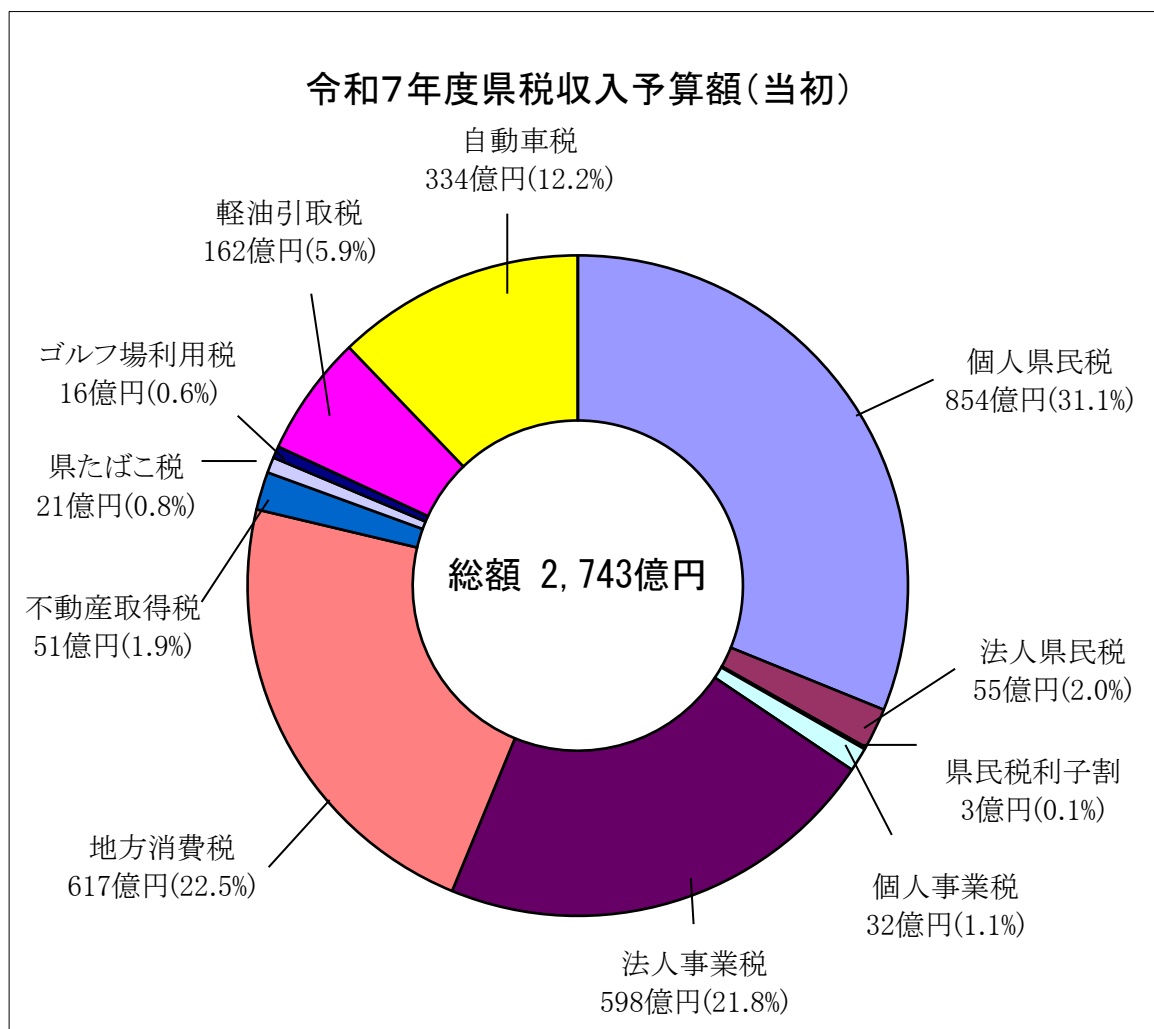


※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある



県税収入

県税は、自主財源の中で最も大きな割合を占めており、県の事業を進めていく上で重要な財源となっています。県税収入の内訳は、次のとおりです。



※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

税金の種類

税金には、国に納める「**国税**」と地方公共団体に納める「**地方税**」とがあります。地方税は、さらに道府県に納める「**道府県税**」と市町村に納める「**市町村税**」とに分けられます。また、税金の使いみちや納める方法などで分けると、次のようになります。

○使いみちによる分類

普通税 …… 税金の使いみちが決められていない税金
 ※平成26年4月以降の消費税率引上げ分については、社会保障の充実や安定化のために使われます。

目的税 …… 税金の使いみちが決められている税金

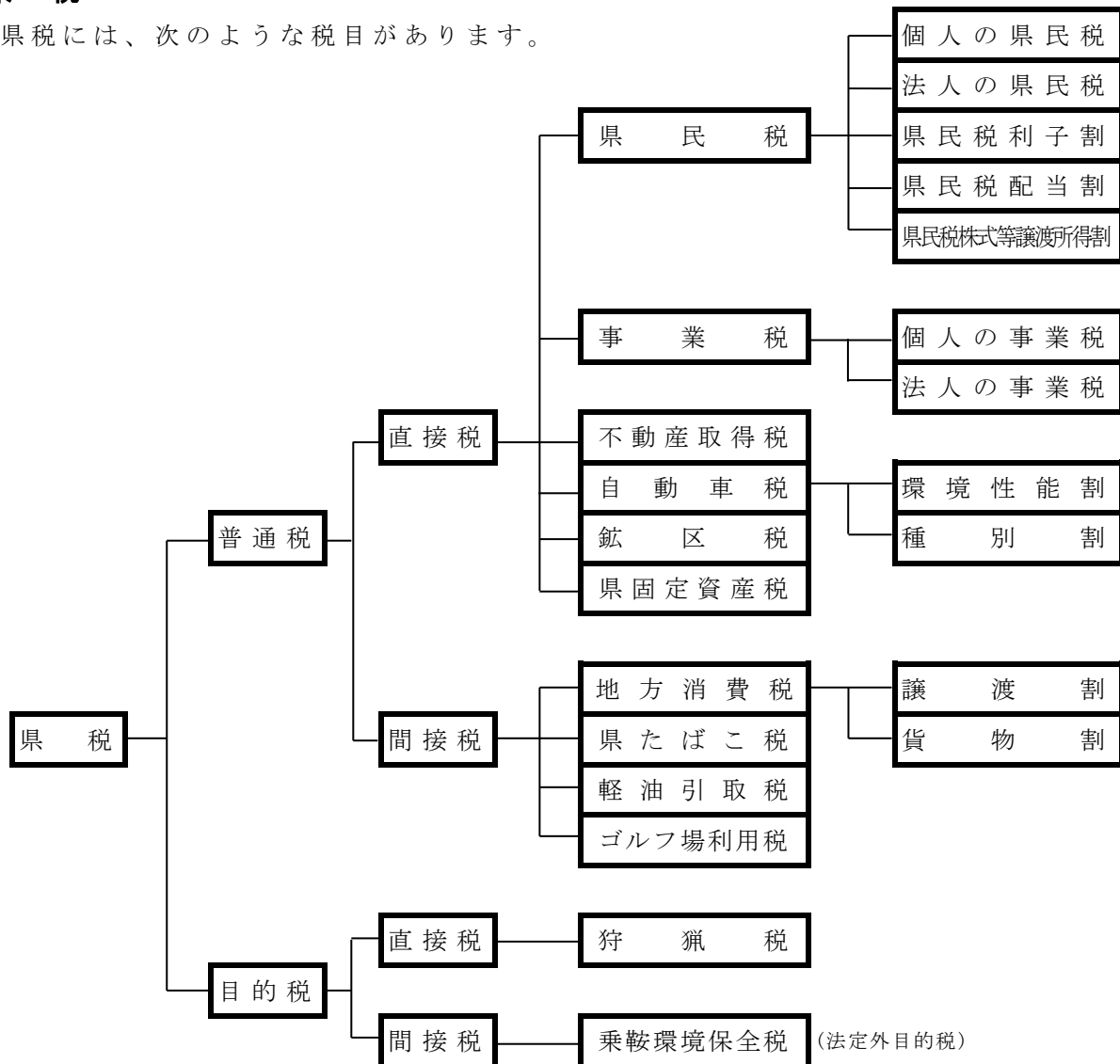
○納める方法による分類

直接税 …… 税金を納める人と実際に負担する人が同じ税金

間接税 …… 税金を負担する人が直接納めるのではなく、別の人（店の経営者など）を経て納める税金

県 税

県税には、次のような税目があります。



国 税

- 所得税** …………… 所得のある個人に課税されます。
- 法人税** …………… 株式会社などの法人の所得に課税されます。
- 相続税** …………… 相続や遺贈によって財産を譲り受けた者に課税されます。
- 贈与税** …………… 贈与によって財産を譲り受けた者に課税されます。
- 消費税** …………… 国内での商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物に課税されます。
- 酒 税** …………… 酒類の製造業者に課税されます。
- 印紙税** …………… 各種の契約書、有価証券、領収書などの文書を作成した者に課税されます。
- 登録免許税** ……… 登記、登録、免許などを受ける者に課税されます。
- 自動車重量税** ……… 自動車検査証の交付を受ける者などに課税されます。
- 特別法人事業税** …… 法人事業税の所得割又は収入割が課税される法人に課税されます。

以上のほか、国税には、次のような税があります。

たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、石油ガス税、地方揮発油税、関税、とん税、特別とん税、航空機燃料税、電源開発促進税、石油石炭税、地価税、地方法人税、森林環境税

市町村税

- 市町村民税** …… それぞれの市町村に住所を有する個人及び法人に課税されます。
- 固定資産税** …… 土地、家屋や工場の機械設備などの償却資産の所有者に課税されます。
- 軽自動車税**
- (環境性能割)** …… 軽自動車や二輪の小型自動車などの取得時に課税（当分の間、都道府県が賦課徴収）されます。
- (種 別 割)** …… 軽自動車や二輪の小型自動車などの所有者に課税されます。
- 都市計画税** …… 都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に土地や家屋を所有している個人や法人に課税されます。

以上のほか、市町村税には、次のような税があります。

鉱産税、市町村たばこ税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、入湯税、特別土地保有税、事業所税、法定外普通税、法定外目的税

県民税

この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんに負担していただくもので、個人の県民税、法人の県民税、利子等に係る県民税、配当等に係る県民税、株式等の譲渡所得に係る県民税に分かれます。

また、個人と法人の県民税は、市町村民税とあわせて「住民税」と呼ばれています。

個人の県民税

納税義務者

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある人----- 均等割と所得割
- 県内に事務所、事業所及び家屋敷を持っている人で、その所在する市町村内に住所のない人----- 均等割のみ

非課税

次の人には、個人の県民税は課されません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- このほか、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。

各種控除

◎所得控除

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の1/10) 又は災害関連支出の金額－5万円のいずれか多い方の金額
医療費控除 ＜最高200万円＞	(医療費－保険などによる補てん額)－(総所得金額等の5/100 又は10万円のいずれか低い額)
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等 掛 金 控 除	支払った金額
生命保険料控除	支払った金額等に応じて算定される額
地震保険料控除 ＜最高2万5,000円＞	支払った金額の1/2の額 経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるもの）に係る保険料については従前どおり損害保険料控除を適用できる。
障がい者控除	26万円（特別障がい者30万円、同居特別障がい者53万円）
寡婦（ひとり親）控除	ひとり親控除30万円、寡婦控除26万円 いずれも所得制限あり（所得500万円以下）
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円（老人38万円）納税義務者の所得に応じて減額
配偶者特別控除	33万円 納税義務者及び配偶者の所得に応じて減額
扶 養 控 除	33万円（老人38万円、特定扶養親族45万円、同居老親等扶養親族45万円）
基 礎 控 除	43万円 納税義務者の所得に応じて減額

◎税額控除

項 目	控 除 額
寄 附 金 税 額 控 除	・都道府県、市町村又は特別区に対して寄附金を支出した場合 ①と②の合計額を税額控除 ①〔寄附金－2,000円〕× 10％(県民税4％、市町村民税6％) ②〔寄附金－2,000円〕× [90％－所得税の適用税率×1.021] ※②の内訳：県民税2/5、市町村民税3/5 ※②の額については、個人住民税所得割の額の2割が上限 ・住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金、県又は市町村が条例により指定した寄附金* 〔寄附金－2,000円〕× 10％* *県のみが条例により指定した寄附金の場合は、4％ *市町村のみが条例により指定した寄附金の場合は、6％ ※控除対象限度額は、総所得金額等の30％

◎住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

（所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人に適用されます。）

○次の①、②いずれか小さい額を各年において個人住民税（個人県民税と個人市町村民税とを合わせた額）の所得割から控除できます。

対象者	控除期間	控除額 (次の①、②のいずれか小さい金額)
平成21年から平成26年3月までに入居し、所得税の住宅ローン特別控除を受けている人	10年	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円）
平成26年4月から令和3年までに入居し、所得税の住宅ローン特別控除を受けている人	10年	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額（最高13万6,500円）
そのうち、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合 ※令和2年10月1日～令和3年9月30日（新築）、令和2年12月1日～令和3年11月30日（新築未使用・中古住宅等）に契約し、令和4年12月31日までに入居した場合も含む	13年	
令和4年から令和7年に入居し、所得税の住宅ローン特別控除を受けている人	10年 (一定の基準を満たす場合は13年)	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円）

※ 上記のほか、調整控除(次頁を参照)、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等があり、これらを算出税額から控除して納税額を算出します。

納税額

◎均等割（年額）

区分	税額
県民税	2,000円
市町村民税	3,000円

（注）・平成24年度導入の「清流の国ぎふ森林・環境税」は適用期間が5年間延長され、令和8年度まで、県民税均等割に年額1,000円が加算されています。

詳しい内容については、「清流の国ぎふ森林・環境税」の頁を御参照ください。

・令和6年度導入の「森林環境税(国税)」は、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。

◎所得割（年額）

前年の所得に対して課税されます。

区分	課税所得金額 の段階区分	税率
県民税	一律	4%
市町村民税	一律	6%

所得割の計算方法

$$\left[\begin{array}{cc} \text{前年の} & \text{所得} \\ \text{所得金額} & \text{控除額} \end{array} \right] \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

（注）・退職所得、土地・建物などの譲渡による譲渡所得、株式などに係る譲渡所得・配当所得、商品先物取引に係る雑所得等及び山林所得に対する所得割額は、別の方法により計算されます。

- ・株式などに係る譲渡所得・配当所得については、株式等譲渡所得割、配当割の対象となるものを除きます。ただし、税額精算のため確定申告をした場合は、株式などに係る譲渡所得・配当所得に含みます。
- ・また、調整控除として、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額が減額されます。

- 1 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人

①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市町村民税3%）

①人的控除額の差の合計額

②個人住民税の課税所得金額

- 2 個人住民税の課税所得金額が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} の5%（県民税2%、市町村民税3%）

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

申告と納税

申告・納税などは、個人の市町村民税と合わせて市町村で行います。

○申告

- 前年1年間の所得について2月16日から3月15日までの間に住所地の市町村に申告します。
- 所得税の確定申告をした人又は給与所得のみの人、公的年金等に係る所得のみの方は、住民税の申告書の提出は必要ありません。

○納税

- 給与所得者以外の人については、市町村から送られる納税通知書によって通常6月、8月、10月及び翌年の1月の4回に分けて納めます（普通徴収）。
- 給与所得者については、6月から翌年5月までの各月の給与から差し引かれます（特別徴収）。
- 4月1日現在、65才以上の公的年金等の受給者については、4月から翌年2月までの年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に分けて公的年金等から差し引かれます（特別徴収）。

法人の県民税

県内に事務所や事業所などを設けている法人に課税される税金で「均等割」と「法人税割」からなっています。

納税義務者

- 県内に事務所又は事業所を設けている法人、人格のない社団等（収益事業（※）を行う場合に限る。）及び公益法人等（収益事業を行う場合に限る。）…………… 均等割と法人税割
 - 県内に寮、宿泊所、クラブなどのみを設けている法人及び公益法人等…………… 均等割のみ
 - 県内に事務所又は事業所を設けている公益法人等（収益事業を行わない場合に限る。）…………… 均等割のみ
 - 県内に法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を設け、法人課税信託の引受けを行う個人…………… 法人税割のみ
- （※）「収益事業」とは法人税法施行令第5条に規定する34事業をいいます。

	法人の区分	平成24年4月1日以後開始した事業年度	うち（※1）清流の国ぎふ森林・環境税額
		年額	年額
均等割	・公共法人、公益法人等 ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下である法人	2万2千円	2千円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	5万5千円	5千円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	14万3千円	1万3千円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円	5万4千円
	資本金等の額が50億円を超える法人	88万円	8万円

納税額等

	法人の区分	税率（※2）	
		A	B
法人税割	・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・法人税割の課税標準となる法人税額が年1千万円を超える法人	法人税額×4.0%	法人税額×1.8%
	上記以外の法人	法人税額×3.2%	法人税額×1.0%

（注） 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度
「B」の税率：令和元年10月1日以後に開始する事業年度

（※1） 岐阜県では「清流の国ぎふ森林・環境税」（県民税均等割の超過課税）を実施しています。平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用され、超過額は標準税率の均等割額の10%相当額となります。詳しい内容については、「清流の国ぎふ森林・環境税」の頁を御参照ください。

（※2） 岐阜県では昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分及び各計算期間分（清算法人にあっては、同期間内に解散した場合）の特例措置として、県民税法人税割の超過課税を実施しています。

申告と納税

申告の種類により、次のように分類されます。

申 告 の 種 類		納 税 額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予 定 申 告	$\{(前事業年度の税額 \times 6) \div 前事業年度の月数\} + 均等割額$	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から 2か月以内
	仮 決 算 に 基づく中間申告	法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額) － 中間納付額	事業年度終了の日から 2か月以内(※1) (残余財産確定に伴う申告は残余 財産確定の日から1か月以内(※ 2))
解散法人 の 申 告 (※3)	清算中の事業年度が 終了した場合の申告	法人税額 $\times$ 税率 + 均等割額	事業年度終了の日から 2か月以内
	残余財産の一部を 分配した場合の申告	法人税額 $\times$ 税率	分配の日の前日
	残余財産が 確定した場合の申告	(法人税額 $\times$ 税率 － 清算中の予納額) + 均等割額	残余財産確定の日から 1か月以内

(注) ・ 均等割のみを課税される公益法人等は、上記の期限にかかわらず、4月30日までに申告と納税を行うことになっています。

・ 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、関係都道府県ごとに、従業者数によって按分した法人税額による税額を申告し、納税することになります。

(※1) 下記に該当する場合は、それぞれに示す期間において申告期限の延長が認められます。管轄税務署より処分があった場合は届出をしてください。

- ・ 定款等の定め又は特別の事情により2か月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は3か月、通算法人は4か月以内となります。
- ・ 会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月（通算法人は4か月）以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月（通算法人は4か月）を超え6か月を超えない月数の範囲内となります。
- ・ 特別の事情により、各事業年度終了の日から3か月（通算法人は4か月）以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月（通算法人は4か月）を超える月数の範囲内となります。

(※2) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その事業年度終了の日から2月以内。

(※3) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限りです。平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税が廃止され、通常の法人所得課税となります。

グループ通算制度を適用している法人の申告

通算法人の場合、法人税割の課税標準となる法人税額は、法人税の計算において行った通算グループ内の損益通算、欠損金の通算等の影響を調整（遮断）した額です。

清流の国ぎふ森林・環境税

岐阜県では、豊かな森林や清らかな川を守るため、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、5年ごとに見直しをしながら、自然環境の保全・再生に向けた取組みを進めています。

自然環境の保全・再生には相当の時間と継続的な取組みが必要であるため、令和4年度以降についても制度を継続することとなりました。

引き続き、県民の皆様、県内の法人の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■森林・環境税のしくみ

既存の県民税に上乗せして徴収するため、新たな手続等は必要ありません。

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある法人等
税額(率)	年額 1,000 円	資本金等の額により 年額 2,000 円～80,000 円 (県民税均等割額の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から令和8年度まで	平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

■森林・環境税の使いみち

既存の税収と区別し、必要な施策のための財源とします。

森林部門

- ・環境保全林の整備(人工林の間伐等森林整備)
- ・里山林の整備(危険木の除去、バッファゾーンの整備)
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり【新規】(造林未済地等での再造林等)
- ・教育福祉関連施設木造化・木質化、木製品の導入
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・ぎふ木の推進
- ・森林空間の活用促進(観光景観林整備、施設整備、森林空間活用の普及促進【新規】)

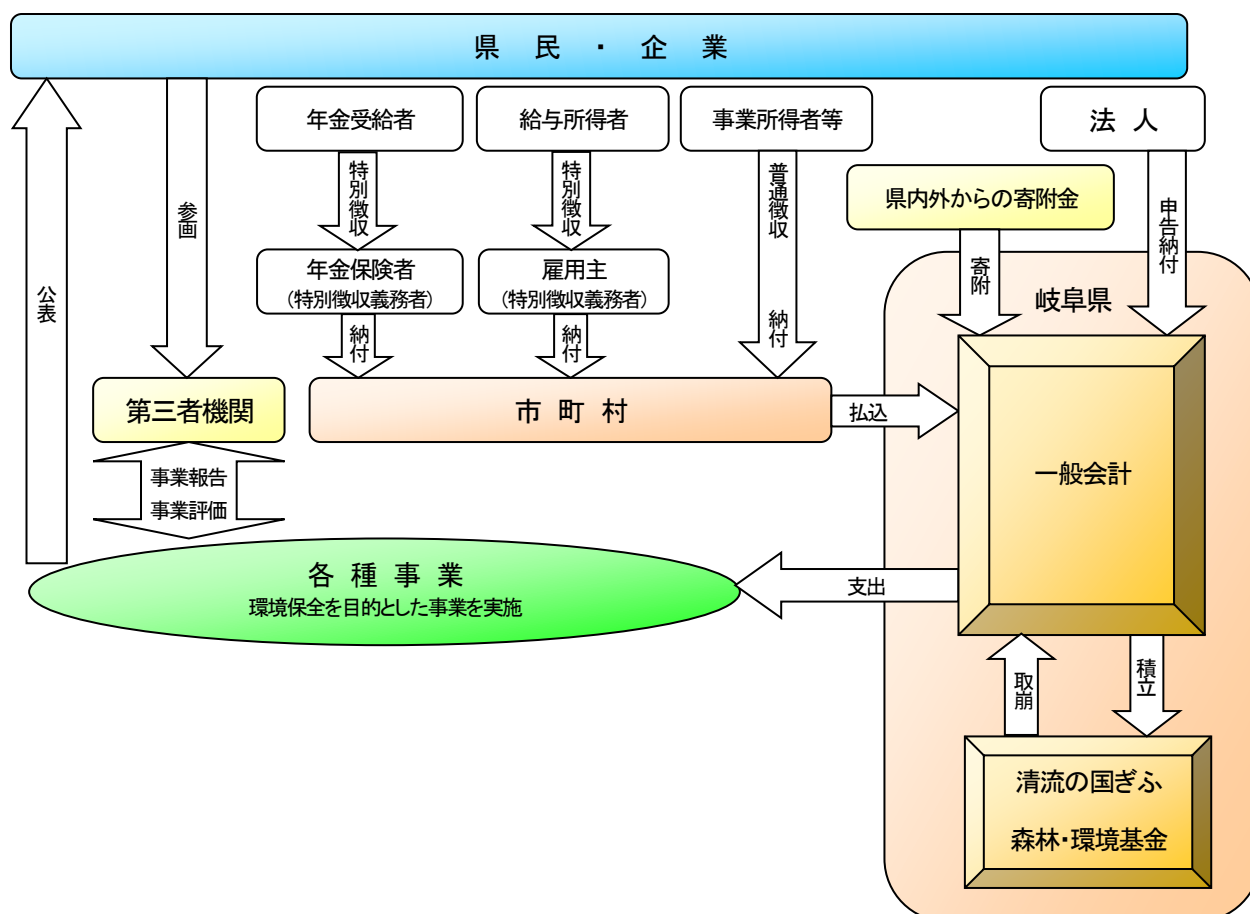
共通部門

- ・地域活動の促進(各種団体等が行う森づくり・川づくり活動等支援)

環境部門

- 野生鳥獣の個体数管理（ニホンジカ・カワウ等捕獲、担い手育成、調査研究等）
- 自然生態系の保全・再生（河川清掃、河川・水田魚道等の整備、モデル的な活動の促進等）
- 脱炭素社会ぎふづくり（脱炭素社会ぎふを支える人づくり、地域循環共生圏構想の促進【新規】）

また、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を設置し、施策への意見や提案、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果について公表しています。



■お問い合わせ先

税のしくみについて		税の使いみちについて	
総務部 税務課	TEL(058)272-1153 FAX(058)271-3711	林政部 森林活用推進課 (森林部門)	TEL(058)272-8472 FAX(058)278-2702
		環境生活部 環境生活政策課 (環境部門)	TEL(058)272-8202 FAX(058)278-2605

清流の国ぎふ森林・環境税のホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7767.html>

利子等に係る県民税（県民税利子割）

納税者

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

（注）平成27年12月31日以前については、利子等の支払いを受ける個人及び法人が課税対象です。

利子等の種類

県民税が課される利子等の種類には、次のようなものがあります。

- 預貯金の利子
- 合同運用信託、私募公社債投資信託等の収益の分配
- 金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老保険等）の利息、差益等

（注）平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等（国債、地方債等）の利子等については、県民税利子割の課税対象から除外した上、県民税配当割の課税対象となりました。

非課税

次のものについては、利子等に係る県民税は非課税となります。

- 障がい者等の少額預金の利子等（マル優）・・・元本350万円まで
- 障がい者等の少額公債の利子（特別マル優）・・・元本350万円まで
- 財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の利子等・・・あわせて元本合計550万円まで
- 所得税法等により非課税とされる利子等（納税準備預金の利子、納税貯蓄組合預金の利子等）
- 非居住者が支払を受ける利子等

（注）障がい者等とは、身体障がい者手帳の交付を受けている人、遺族年金を受け取ることができる妻である人など、一定の要件に該当する人をいいます。

納税額

支払いを受ける利子等の額の5%（別に所得税が課税されます。）

申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、個人から納められた利子割額の59.4%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。

配当等に係る県民税（県民税配当割）

納税者

県内に住所を有し、株式会社などから上場株式の配当等の支払いを受ける個人が、その株式会社などを通じて納めます。

納税額

支払いを受ける配当等の額の5%（別に所得税が課税されます。）

申告と納税

上場株式の配当等の支払いをする株式会社などが、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。
また、平成22年1月以降、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式の配当等は、証券会社などが年間を通じて上場株式等の譲渡損失と損益通算して、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、およそ59.4%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。

株式等の譲渡所得に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）

納税者

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける個人が、その証券会社などを通じて納めます。

納税額

支払いを受ける上場株式等譲渡益の額の5%（別に所得税が課税されます。）

申告と納税

証券会社などが年間の損益を通算し、年間分を一括し翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、およそ59.4%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。

※非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（通称NISA）について

- ・NISAとは、年間120万円を上限として専用の非課税口座で新規に取得した上場株式等について、その配当や譲渡益を最長5年間非課税とする制度です。一般NISAとつみたてNISAのいずれかを選択し、利用できます。また、ジュニアNISAとは、日本に居住する未成年者が平成28年から令和5年までの間に、年間80万円を上限として専用の非課税口座で新規に取得した上場株式等について、その配当や譲渡益を最長5年間非課税とする制度です。
- ・令和5年度税制改正により、令和6年1月からは年間投資枠の上限が360万円（「つみたて投資枠」120万円・「成長投資枠」240万円、併用可）に引き上げられるとともに、非課税保有期間の無期限化、口座開設可能期間の恒久化が行われました（ジュニアNISAは廃止）。
- ・当該非課税措置に係る配当や譲渡益については、県民税配当割や県民税株式等譲渡所得割が非課税となります。

事業税

この税金は、事業を行うに際して道路や橋など各種の公共施設を利用するなど、いろいろな行政サービスを受けていることから、これらにかかる行政の経費の一部を負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税に分かれます。

個人の事業税

個人の行う事業に対して課税される税金です。

納税義務者

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている個人に課税されます。

税 率

事業の区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業	所得の5/100
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	所得の4/100
第3種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業	所得の5/100
	装蹄師業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	所得の3/100

納税額

＜税額の計算方法＞

前年中の事業の総収入額 － 事業の必要経費（専従者控除額を含む） ＝ 所得金額

$$\begin{array}{c}
 \text{課税所得金額} \\
 \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{諸控除額}} - \boxed{\text{事業主控除額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}
 \end{array}$$

（注）所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じですが、所得税の次の制度は、適用できません。

- 青色申告特別控除

各種控除

項 目	控 除 の 内 容
事業主控除	年額290万円（事業の期間が1年に満たない場合は、月割によって計算します。）
損失の繰越控除 （青色申告者）	事業によって生じた損失（赤字）は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の 損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡 損失控除及び譲渡 損失の繰越控除	事業に使用していた機械、車両などを譲渡したために生じた損失についても事業による所得の計算上控除することができます。 なお、青色申告者については、翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
事業専従者控除	事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費となります。 青色申告者 … 青色事業専従者に支払われた適正な給与額 白色申告者 … 事業専従者1人について次のいずれか少ない額 (1) 配偶者である事業専従者 … 86万円 その他の事業専従者 … 50万円 (2) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$

申告と納税

○申 告

前年1年間の事業による所得について2月16日から3月15日までの間に申告することになっていますが、次の人は個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

- 所得税の確定申告書を税務署に提出した人（この場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。）
- 住民税の申告書を市町村に提出した人

年の中で事業を廃止したときは、廃業の日から1か月以内（死亡により廃業したときは4か月以内）に申告してください。

○納 税

県から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めることになっています（納税額が1万円以下の場合は、8月に一括して納めることになっています）。

なお、年の中で事業を廃止や、所得税の修正申告等が行われた場合は、別に納期を定めます。

※ 納税には、「口座振替納税」なども利用できます。（「納税の方法」の頁をご参照下さい。）

法人の事業税

法人が行う事業に対して課税される税金です。

納税義務者

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。）

納税額

各事業年度の所得額
又は
収入金額（法人の業種による。）

×

税率

税率（外形標準課税を除く）

区 分		所 得 区 分	税 率			
			A	B	C	D
所 基 礎 を と 課 す る も の	特別法人以外の法人	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	5.1%	5.3%		
	人格のない社団又は財団	所得のうち年800万円を超える部分	6.7%	7.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人又は清算所得	6.7%	7.0%		
	特別法人（農業協同組合・消費生活協同組合・信用金庫・医療法人など）	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超える部分	4.6%	4.9%		
収 課 と 入 税 す 金 の 額 基 礎 を の	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 ^{※1} を除く） ガス供給業（導管ガス供給業 ^{※2} ） 生命保険業、損害保険業 を行う法人		収入割	0.9%	1.0%	
			収入割	0.9%	1.0%	0.75%
	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 ^{※1} ） を行う法人		所得割	—	—	1.85%
			収入割	0.9%	1.0%	0.48%
	ガス供給業（特定ガス供給業 ^{※3} ） を行う法人		付加価値割	—	—	0.77%
			資本割	—	—	0.32%

- (注) ・ 公益法人、人格のない社団又は財団などは、清算所得について課税されません。
- ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
- ・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度
- ・ 「C」の税率：令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度
- ・ 「D」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度
- ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。
- (※1) ・ 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用
- (※2) ・ ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。
- (※3) ・ ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備）を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造業を行うもの。

申告と納税

申告の種類により、次のように分類されます。

申 告 の 種 類		納 税 額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	{前事業年度の事業税額(割ごとの額)} ÷ 前事業年度の月数 × 6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額 × 税率	
確定申告		所得(収入)金額 × 税率 － 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内(※1) (残余財産確定に伴う申告は残余財産確定の日から1か月以内(※2))
解散法人の申告 (※3)	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得(収入)金額 × 税率	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部を分配した場合の申告	分配額が解散当時の資本金等の額を超える部分 × 税率	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	清算所得金額 × 税率 － 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月以内

(注) ・ 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、関係都道府県ごとに、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などの基準によって按分した所得(収入)金額による税額を申告し、納税することになっています。

・ 申告と納税などは、法人の県民税と一括して行うことになっています。

(※1) 下記の場合に該当し、知事(管轄の県税事務所)へ申請の上承認された場合には、それぞれに示す期間において申告期限の延長が認められます。

・ 定款等の定め又は特別の事情により2か月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は3か月、通算法人は4か月以内となります。

・ 会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超え6か月を超えない月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

・ 特別の事情により、各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超える月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

(※2) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その事業年度終了の日から2月以内。

(※3) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以降に解散した法人は、解散後も確定申告を行います。

グループ通算制度を適用している法人の申告

通算法人の所得割の課税標準(所得金額)の計算は、原則として法人税における所得の計算の例によりますが、通算グループ内で損益通算等を行った場合にはそれらの影響を調整(遮断)した額となります。

市町村への交付

県に納められた法人事業税のうち、7.7%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。

法人事業税の外形標準課税の概要について

資本金の額又は出資金の額（以下、単に「資本金」といいます。）が1億円を超える法人については、平成15年度税制改正により、平成16年4月1日以降に開始する事業年度から法人事業税に外形標準課税が導入されました。

法人事業税は、法人がその事業を行うに当たって、道路・防災・警察など各種の行政サービスを受けていることから、これらの経費の一部を負担していただく性格の税金です。

この外形標準課税の導入により、各法人が事業活動の規模に応じて薄く、広く、より公平に税を負担していただくことになりました。

なお、平成27年度及び平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として所得割の税率引き下げと外形標準課税（付加価値割及び資本割）の拡大が行われたほか、令和6年度税制改正において、資本金を意図的に減らす「税逃れ」等を防ぐため、令和7年度以降、新たな基準が導入されることとなりました。

対象法人

（１）資本金が1億円を超える法人（事業年度終了日現在）

（２）前事業年度に外形標準課税の対象だった法人で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人（事業年度終了日現在）

※公益法人等、一般社団法人等（非営利型法人に該当するものを除く。）、特別法人（信用金庫、農業協同組合、医療法人等）、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。

※令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（最初事業年度）においては次の要件を満たす法人を含む。

① 公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象であったこと。

② 最初事業年度の末日において資本金＋資本剰余金の合計額が10億円を超えること。

ただし、公布日の前日（令和6年3月29日）時点で資本金が1億円以下であり、公布日以後終了した各事業年度がいずれも外形標準課税の対象外であった場合を除く。

※令和8年度以降は、特定法人（資本金＋資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等）の完全子会社のうち、資本金＋資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを含む。

納税額

法人事業税額 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本割額

課税標準等

所得割額 : 各事業年度の所得又は清算所得 × 税率

付加価値割額 : 付加価値額（収益配分額±単年度損益）× 税率

資本割額 : 資本金等の額 × 税率

税 率

(1) (2) 以外の事業を行う法人

区 分		税 率			
		A	B	C	D
所得割	所得のうち年400万円以下の部分	1.6 %	0.3 %	0.4 %	1.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	2.3 %	0.5 %	0.7 %	
	所得のうち年800万円を超える部分及び清算所得	3.1 %	0.7 %	1.0 %	
	3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得又は清算所得	3.1 %	0.7 %	1.0 %	
付加価値割		0.72%	1.2 %		
資 本 割		0.3 %	0.5 %		

- (注) ・ 「A」の税率：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
 ・ 「B」の税率：平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
 ・ 「C」の税率：令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度
 ・ 「D」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度
 ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。
 ・ 平成22年10月1日以後に解散する法人については、清算所得課税が廃止されています。

(2) 電気供給業（小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人

課税標準の区分		税 率		
		A	B	C
収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
付加価値割	付加価値額	—	—	0.37%
資本割	資本金等の額	—	—	0.15%

- (注) ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
 ・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
 ・ 「C」の税率：令和2年4月1日以後に開始する事業年度（特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

申告納付

外形標準課税が適用されない場合と同じです（ただし、法人税の中間申告額が10万円を超えるか否かにかかわらず、事業税の中間申告義務があります。）。

徴収猶予

次のいずれかに該当すると認める場合には、その申請に基づいて、1年以内の期間に限り、その法人の事業税に係る徴収金の全部又は一部が猶予される場合があります。

ア 当該事業年度を含む過去の事業年度において3年間所得がない法人で、その法人の経営の悪化が地域の雇用・経済に重大な影響を及ぼすと認められる場合

イ 当該事業年度の所得がない設立から5年以内の法人で、著しい新規性を有する技術や高度な技術を用いて事業を行い、その事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる場合

その他

外形標準課税の拡大に伴い、賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増軽減など、激変緩和措置が講じられています。外形標準課税に関する詳しい内容（Q&Aなど）については、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/109028.html>

特別法人事業税

地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、地方法人課税における税源の偏在を是正するための措置として、令和元年度（平成31年度）税制改正により創設された国税です。なお、平成20年度税制改正において創設された、地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されています。

納税義務者

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者

納税額

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各事業年度の法人事業税額} \\ \text{（所得割額又は収入割額）} \end{array}} \times \boxed{\text{税 率}}$$

税率（令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用）

課税標準の区分	法人の区分		税率		
			A	B	C
法人事業税所得割	外形標準課税法人		260.0%		
	その他の所得割課税法人	特別法人以外の法人	37.0%		
		特別法人	34.5%		
法人事業税収入割	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 ^{※1} を除く）、導管ガス供給業、生命保険業、損害保険業を行う法人		30.0%		
	電気供給業（小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業 ^{※1} ）を行う法人		30.0%	40.0%	
	ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人		30.0%		62.5%

- (注) ・ 「A」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度
 ・ 「B」の税率：令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度
 ・ 「C」の税率：令和4年4月1日以降に開始する事業年度
 (※1) ・ 特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

申告と納税

法人事業税と併せて行います。

都道府県への譲与

特別法人事業税の収入額は、用途を限定しない一般財源として、令和2年度から各都道府県に「特別法人事業譲与税」として譲与されます。

◎ 地方法人特別税の税率（平成20年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度に適用）

課税標準の区分	法人の区分	税率		
		A	B	C
法人事業税所得割	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	その他の所得割課税法人	43.2%		
法人事業税収入割	収入金額課税法人	43.2%		

- (注) ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
 ・ 「B」の税率：平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度
 ・ 「C」の税率：平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度

地方消費税

この税金は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービス等の提供及び輸入される貨物に対して課税されるものです。

納税義務者

- 譲渡割(国内取引)： 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者
- 貨物割(輸入取引)： 課税貨物を保税地域から引き取る人

納税額

消費税額の78分の22

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方消費税の税率については次のとおり引き上げられました。

	消費税額に対する税率	地方消費税率(参考)	消費税(国税)と合わせた税率(参考)	
～令和元年9月30日	63分の17	1.7%	8.0%	
令和元年10月1日～(現行)	78分の22	2.2%	10.0%	標準税率
		1.76%	8.0%	軽減税率※

※軽減税率の適用対象品目は次のとおりです。

- ①飲食料品（お酒や外食サービスを除く）
- ②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

軽減税率制度の詳しい内容については、下記の国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

申告と納税

- 譲渡割については、当分の間、消費税と併せて所轄の税務署に申告納付します。
- 貨物割については、消費税と併せて税関に申告納付します。

都道府県間の清算

消費者の方々に負担していただいた地方消費税は、消費地の都道府県の収入となるよう、消費に関連した基準により、各都道府県間で清算を行います。

◇地方消費税の清算の基準

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）(※)」と 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）(※)」 の合算額	50%
「人口（国勢調査）」	50%

(※) 統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除く。

市町村への交付

各都道府県間で清算を行った後の金額の2分の1に相当する額が、県内の市町村に対して人口比率などに応じて交付されます。

不動産取得税

この税金は、土地や家屋を取得したときに課税されるものです。

納税義務者

土地を購入、贈与、交換などによって取得した人

家屋を建築（新築、増築、改築）、購入、贈与、交換などによって取得した人
（不動産の取得は、登記の有無、有償・無償等は問いません。）

納税額

納税額は、次の計算によります。

$$\boxed{\text{課税標準額（不動産の価格）}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

◎税率については、以下のとおりです。

取得時期 不動産の種類		平成15年4月 1日 ～ 平成18年3月31日	平成18年4月 1日 ～ 平成20年3月31日	平成20年4月 1日 ～ 令和9年3月31日
土 地		3 %		
家 屋	住 宅	3 %		
	住 宅 以 外 〔事務所、〕 〔店舗等〕	3 %	3 . 5 %	4 %

◎ 不動産の価格は、不動産の購入価格等とは関係なく、原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（宅地等への転用許可を受けた農地を取得した場合は、固定資産評価基準により決定した価格）によります。

また、家屋を新築・増築等したときは、新築・増築した時点の評価額（固定資産評価基準により決定した価格）となりますので、固定資産課税台帳に登録されている価格とは異なります。

※ ただし、宅地及び宅地比準土地（市街化区域内農地や雑種地等）を取得した場合の不動産取得税の課税標準額については、次のような特例措置があります。

取 得 時 期	課 税 標 準 額
～令和9年3月31日	固定資産課税台帳登録価格の2分の1

申 告

不動産を取得した場合は、取得した日から60日以内に、当該不動産所在の市役所・町村役場（固定資産税担当窓口）へ申告書を提出してください（ただし、各種軽減措置の対象とならない物件を取得し、かつ、取得した日から60日以内に登記所にて登記申請を行った場合は、不動産の取得の申告は必要ありません。）。

●申告（申請）に必要な書類等

区 分		必 要 書 類
住宅を新築したとき		建物の登記事項証明書など（認定長期優良住宅の場合は認定通知書）
中古住宅を取得したとき		建物の登記事項証明書、住民票など
住宅用の土地を取得したとき	新築住宅	建物と土地の登記事項証明書など
	中古住宅	建物と土地の登記事項証明書、住民票など
収用等されたとき		収用証明書、収用等された年の不動産の固定資産評価証明書など
災害にあったとき		罹災証明書、災害を受けた年の不動産の固定資産評価証明書など

※ 必要書類は、コピーでも結構です。

納 税

県から送付される納税通知書によって、納期限までに納めることになっています。

軽減措置

一定の要件を満たす住宅や、土地の取得については、税の軽減措置を受けることができます。

軽減を受ける場合には、不動産を取得した日など事実が発生した日から60日以内に、必要な書類（詳しくは県税事務所へお問い合わせください。）をお持ちのうえ、取得した不動産所在地の所管の県税事務所へ申告（申請）していただく必要があります。

○住宅を取得したときの軽減

一定の要件を満たす住宅を取得した場合には、**課税標準額の控除**（注1）を受けられます。

適 用 さ れ る 場 合		課税標準額の控除額(万円)（注3）	
新 築 住 宅	建築した住宅の床面積（注2）が<u>50㎡（戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上240㎡以下</u>であること （増・改築の場合は、増・改築後全体の面積） ・新築住宅には未使用新築住宅（建売住宅等）も含まれます。 ※建築した住宅が上記の床面積及び認定長期優良住宅である場合（平成21年6月4日から令和8年3月31日までの取得に限ります。）	1,200 （※1,300）	
中 古 住 宅	床面積（注2）が<u>50㎡以上240㎡以下</u>の中古住宅で、次のいずれかに該当する住宅を個人が取得して自己の居住の用に供した場合 ・昭和57年1月1日以後に新築されたもの ・新耐震基準に適合していることの証明がされたもの（証明に係る調査が住宅の取得の日前2年以内に終了していること。）であること。	新 築 年 月 日	控除額(万円)
		H 9.4.1～	1,200
		H元.4.1～H 9. 3.31	1,000
		S60.7.1～H元. 3.31	450
		S56.7.1～S60. 6.30	420
		S51.1.1～S56. 6.30	350
		S48.1.1～S50.12.31	230
		S39.1.1～S47.12.31	150
		～S38.12.31	100

○注1 価格が各控除額に満たない場合は、その額となります。

○注2 床面積は、母屋と附属家屋（住宅用車庫等）の関係にある家屋全体（一構の住宅）の床面積です。

○注3 一戸建以外の住宅については、独立した区画（共有部分を含みます。）ごとに控除されます。

●課税標準額の控除を受けることができる住宅の税額計算方法

（住宅の価格－控除額）	×	税率（3％）	=	税 額
-------------	---	--------	---	-----

○住宅用土地を取得したときの軽減

土地を取得した場合に、次のいずれかに該当するときは、税額が軽減されます。

なお、次の新築・中古住宅は、いずれも前記の課税標準額の控除を受けることができる住宅と同じ条件に該当する必要があります。

区 分	要 件
新築住宅用の土地	- 土地を取得した日から 3 年以内に、その土地の上に住宅が新築された場合 ただし、土地の取得者が住宅の新築までその土地を引き続き所有している場合、または土地の取得者からその土地を取得した方が住宅を新築した場合に限ります。 - 住宅が新築されてから 1 年以内に、その住宅（新築未使用）とその土地を取得した場合 - 土地の取得者が、その土地を取得した日 前 1 年以内に、その土地の上に住宅を新築していた場合
中古住宅用の土地	土地の取得者が、その土地を取得した日から前後 1 年以内に、その土地の上にある自己居住用の中古住宅（新築未使用で上記新築住宅用土地の減額を受ける住宅以外の住宅及び取得後 6 か月以内に、耐震改修を行い耐震基準の適合証明を受けた住宅を含む。）を取得した場合 ※ ただし、宅地建物取引業者が、新築された日から10年以上経過した中古住宅及び中古住宅用の土地を取得して、2年以内に、一定の改修を行った後に個人に譲渡し、その個人が自己の居住の用に供した場合も軽減を受けることができます。（令和9年3月31日までの取得に限ります。）

減 額 さ れ る 額

次の A、B いずれか多い額が減額されます。

方法 A	45,000円				
方法 B	土地 1 m ² 当たりの 価格	×	住宅の床面積の 2 倍 (200m ² が限度)	×	3 %

※方法 B の「土地 1 m² 当たりの価格」は、前述の課税標準額を土地の面積で除した価格になります。

○その他

次の場合などにも軽減される場合があります。

- 公共事業の用に供するため不動産を収用されたり譲渡した方が、収用等の日から 2 年以内にその不動産に代わる不動産を取得した場合、または収用等の日の前 1 年以内に代わりの不動産を取得していた場合
- 個人が耐震基準不適合の中古住宅を取得して、6 か月以内に、耐震改修を行い耐震基準の適合証明を受けて自己の居住の用に供した場合

県たばこ税

この税金は、卸売販売業者等が県内の小売販売業者、消費者に売り渡すたばこに対して、県が課税するもので、たばこを購入するときにその価格の中に含まれています。

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

納税額

1, 000本あたりの税額

改定時期（※2）	旧3級品（※1）	旧3級品以外
平成25年4月1日から	411円	860円
平成28年4月1日から	481円	
平成29年4月1日から	551円	
平成30年4月1日から	656円	
平成30年10月1日から	改定なし	930円
令和元年10月1日から	930円	改定なし
令和2年10月1日から（※3）	1,000円	
令和3年10月1日から	1,070円	

（※1） 旧3級品とは、紙巻きたばこ6銘柄（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるま）のことを指します。

（※2） 平成30年度税制改正により、平成30年10月1日から令和3年10月1日まで段階的に引き上げられました。

（※3） 軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算します。

申告と納税

製造たばこの製造者や卸売販売業者等が毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

○たばこの税負担内訳「1箱580円の場合」（令和3年10月1日からの税率）

税抜き価格分 222.39円						
たばこ税 136.04円	}	国のたばこ税 152.44円 (26.3%)	}	たばこ税 304.88円 (52.6%)		
たばこ特別税 16.40円						
都道府県たばこ税 21.40円						
市町村たばこ税 131.04円	}	地方のたばこ税 152.44円 (26.3%)				
消費税・地方消費税 52.73円						
				税負担合計 357.61円 (61.7%)		

ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

納税義務者

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて県に納めます。

非課税

次に該当する場合は、非課税となります。利用の際にゴルフ場のフロントにお申し出ください。（「非課税利用申出書」への住所・氏名・生年月日等の記入と、本人証明書類の提示が必要です。）

- ① 70歳以上の方、18歳未満の方、障がい者の方
- ② 教育活動（学生や生徒の授業及び課外活動）としての利用、国民スポーツ大会や国際的な規模のスポーツ大会（閣議において決定又は了解されたものに限る）での利用（公式練習を含む。）

納税額

ゴルフ場毎にホール数と利用料金※によって次のように決められています。

※税額決定の基準となる「利用料金」とは、非会員の平日利用について定めた利用料及び利用料以外の名義の金額について、ゴルフ場利用の対価又は負担として支払うべき金額の合計（消費税及び地方消費税を除く。）をいいます。

等級	税額（1人1日につき）	区 分
1 級	1 , 1 0 0 円	18ホール以上で 利用料金が13,000円を超えるもの
2 級	9 5 0 円	18ホール以上で 利用料金が11,000円を超え13,000円以下のもの
3 級	8 0 0 円	18ホール以上で 利用料金が9,000円を超え11,000円以下のもの
4 級	6 5 0 円	18ホール以上で 利用料金が7,000円を超え9,000円以下のもの
5 級	5 0 0 円	18ホール以上で 利用料金が5,000円を超え7,000円以下のもの
6 級	3 5 0 円	18ホール以上で利用料金が5,000円以下のもの 又は9ホール以上18ホール未満のもの

但し、非会員制のゴルフ場の等級（6級を除く）は、1級下位の等級とします。

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めることになっています。

市町村への交付

県に納められた税額の70%相当額は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

軽油引取税

この税金は、軽油の引取りに対して課税されるものです。

納税義務者

特約業者や元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行った人が特約業者や元売業者を通じて県に納めます。また、軽油以外の灯油などを自動車の燃料として販売したり、消費した人は、直接県に納めます。

納税額

1 kℓ当たり 32,100円

（地方税法附則第12条の2の8の規定によります。）

※次の用途に軽油を使用する場合で、事前に免税の手続を行った場合に限り課税されません。

- ・石油化学製品製造の原料の用途
- ・船舶の動力源の用途（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く）に供する船舶は対象外）
- ・鉄道、軌道用車両の動力源の用途
- ・農業、林業用機械の動力源の用途
- ・鉱物の掘採事業、セメント製品製造業、廃棄物処理業、木材加工業などの特定の用途

免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ県税事務所に申請し、免税軽油使用者証の交付を受ける必要があります。詳しくは県税事務所へお問い合わせください。

申告と納税

元売業者・特約業者が、毎月の納入量を翌月末日までに申告し納めます。

軽油に灯油などを混和して、販売したり、自動車の燃料として使用する場合にも、軽油引取税がかかります。この場合は、販売業者や自動車の保有者が翌月末日までに申告し納めます。ただし、このようなことを行う場合には、事前に県税事務所に申請し、承認を得る必要があります。

---お願い！-----

県では、混和軽油などの不正使用による税負担の不公平を是正するための調査として自動車からの燃料採取や、事業所内タンクからの見本品採取などを行っています。

県税事務所の職員が調査に伺った際には、御協力くださるようお願いします。

自動車税

自動車税は、自動車の主たる定置場所在の都道府県において課税します。対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型乗用車です。

令和元年10月1日からの消費税の税率引き上げに伴い、自動車取得税が廃止される代わりに、自動車税が環境性能割と種別割に改正され、自動車の取得者に環境性能割が、自動車の所有者に種別割が課税されます。

1 自動車税環境性能割

納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除く。）を取得した人（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の取得者とみなして課税されます。）

納税額

自動車の取得価額に税率を乗じて納税額を算出します。

$$\text{自動車税環境性能割額} = \boxed{\text{自動車の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}^{**}}$$

※ 税率は自動車の燃費達成度に応じて、自家用の登録車が0～3%、営業用の登録車は0～2%になります（詳細な税率は次ページ以降に掲載します）。

新車・中古車問わず対象となります。

免税点

取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。

申告と納税

新規登録・移転登録・使用の届出などのとき、申告書に自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて申告し、同時に納めることになります。

また、申告時に納められた自動車税環境性能割が確認できるよう申告書（控）を交付します。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、県内の市町村に対して、市町村道の延長と面積に応じて交付されます。

軽自動車税環境性能割（市町村税）

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、主たる定置場所在の道府県が、自動車税環境性能割と同様に賦課徴収を行うこととされています。

税率表

○定員10人以下の乗用自動車（乗用車）

【適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日】

対 象 車 両		自 家 用	営 業 用
電 気（燃料電池を含む）自動車		非 課 税	非 課 税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車 ・LPG自動車 ・ハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準95％達成車 ^{※2}	1％	0.5％
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準90％達成車 ^{※2}		
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準85％達成車 ^{※2}		
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準80％達成車 ^{※2}	2％	1％
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準75％達成車 ^{※2}		
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準70％達成車 ^{※2}		
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準95％達成車 ^{※2}	非課税	非課税
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準90％達成車 ^{※2}	1％	
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準85％達成車 ^{※2}		
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準80％達成車 ^{※2}	2％	0.5％
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準75％達成車 ^{※2}		
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準70％達成車 ^{※2}	3％	1％
上記以外			2％

○車両総重量2.5t以下のトラック（軽量車）

【適用期間 令和6年1月1日～令和8年3月31日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車・ガソリンハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準＋5％達成車		
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック（中量車）

【適用期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン 自動車・ ガソリンハイブリッド 自動車	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準以上達成車		
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	1％	0.5％
	「★★★★※ ¹ 」かつ令和4年度燃費基準＋5％達成車	非課税	非課税
	「★★★」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
ディーゼル自動車・ ディーゼルハイブリッド 自動車	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和4年度燃費基準以上達成車	非課税	非課税
	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和4年度燃費基準95％達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ 令和4年度燃費基準＋5％達成車	非課税	非課税
	「H21規制適合」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量3.5 t 以下のバス（軽量車・中量車）

【適用期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車 ・ガソリンハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和2年度燃費基準＋5％以上達成車		
	「★★★★」かつ令和2年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準＋10％達成車	非課税	非課税
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準＋5％達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準達成車	2％	1％
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ令和2年度燃費基準＋5％以上達成車	非課税	非課税
	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ令和2年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準＋10％達成車	非課税	非課税
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準＋5％達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量3.5t超のバス・トラック（重量車）

【適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準＋5％達成車		
	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

【バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置】

令和9年3月31日までに取得した次の種別の自動車（※新車に限る）について、取得価額から控除されます。

種 別		乗 車 定 員		控除額
ノンステップバス 路線バス等のうち、一定の基準※ ³ を満たすものであって、乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの。				1,000万円
リフト付きバス	一定の基準※ ⁴ を満たす空港アクセスバス	乗車定員	30人以上	800万円
	路線バス等のうち、一定の基準※ ³ を満たすものであって、車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの。		30人未満	650万円
ユニバーサルデザインタクシー 一般乗客用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定の基準※ ⁵ を満たすものであって、高齢者、障がい者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであって、その構造及び設備が高齢者、障がい者等の移動上の利便性を特に向上させるもの。				100万円
車両総重量3.5t超8t以下のトラック		対象装置	A E B S ※ ⁶ (歩行者検知機能付き)	175万円
バス等				

※¹ 税率表に記載のある用語については次のとおりです。

「★★★★」	平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
「★★★」	平成30年排出ガス基準値より25%以上又は平成17年排出ガス基準値より50%以上有害物質の排出を低減させた自動車
H21規制	ディーゼル車等において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制
H28規制	ディーゼル車等において、平成28年度以降に適用される排出ガス規制
H30規制	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制
NO _x ・PM	窒素酸化物・粒子状物質

※² 令和2年度燃費基準達成車に限ります。

※³ 公共交通移動等円滑化基準に適合するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの

※⁴ 一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの

※⁵ 公共交通移動等円滑化基準に適合するもの

※⁶ 衝突被害軽減ブレーキ装置（Advanced Emergency Braking System）



2 自動車税種別割

納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税されます）。

納税額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が定められており、主なものは次のとおりです。

区分		自家用※		営業用
		税率①	税率②	
乗 用 車	総排気量 1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
	2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
	3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
	3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
	4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
	6,000cc超～	111,000円	110,000円	40,700円
ト ラ ッ ク	最大積載量 1トン以下	8,000円		6,500円
	1トン超 2トン以下	11,500円		9,000円
	2トン超 3トン以下	16,000円		12,000円
	3トン超 4トン以下	20,500円		15,000円
	4トン超 5トン以下	25,500円		18,500円
	～ 7トン超 8トン以下	40,500円		29,500円
	最大積載量が8トンを超える1トンごとの加算額	6,300円		4,700円

※ 自家用乗用車については、令和元年9月までに初回新規登録を受けたものは税率①を適用、令和元年10月以降に初回新規登録を受けたものは税率②を適用（トラック及び営業用乗用車は変更なし）。

なお、自動車税種別割は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度途中で廃車・新規登録などをした場合は、月割の税額になります。



申告と納税

○ 申 告

自動車を購入や登録事項の変更などをしたときは、その都度、自動車税種別割の申告書を提出する必要があります。

○ 納 税

県から送付される納税通知書によって5月末日までに年税額を納めることになっています。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、申告のときに月割で納めることになります。この場合には、納められた自動車税種別割が確認できるように申告書(控)を交付します。

自動車税種別割のグリーン化税制について

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を高く（重課）する特例措置「自動車税種別割のグリーン化税制」については以下のとおりです。

◎環境負荷の小さい自動車

次の自動車については、新車新規登録された翌年度の自動車税種別割を軽減します。

■令和3年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された自家用乗用車

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車 （H30規制適合*又はH21規制*NO _x *10%低減） ○プラグインハイブリッド車	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約75%軽減

■令和3年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録された自動車（自家用乗用車を除く。）

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10%低減） ○プラグインハイブリッド車 ○「★★★★」*かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」 かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ガソリン車又はLPG車） ○「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ディーゼル車）	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約75%軽減
○「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ガソリン車又はLPG車） ○「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ディーゼル車）	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約50%軽減

* 表中の用語については次のとおりです。

「★★★★」	平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
H21規制	ディーゼル車等において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制
H30規制	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制
NO _x	窒素酸化物

◎環境負荷の大きい自動車

次の自動車については、令和7年度の自動車税種別割が高くなります。（重課）

ディーゼル車	新車新規登録から11年を超えるもの
ガソリン車、L P ガス車	新車新規登録から13年を超えるもの

重課の内容 通常の税率より概ね15%重課（バス・トラック等は概ね10%重課）

ただし、電気（燃料電池を含む）自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は重課の対象から除きます。

適用期間 抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで

岐阜県からのお知らせ

車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

岐阜県では、車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に、自動車税種別割納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。未納がない場合、運輸支局で納税証明書を提出しなくても車検等の手続きができます。

※ 運輸支局において電子的に納付が確認できるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検等を受けられる方は、県税事務所等で納めていただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。

軽自動車税種別割について

軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者に対しては、市町村より軽自動車税種別割が課税されます。

名義変更・住所変更・抹消の登録は確実に！

自動車税種別割は、4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。自動車の名義を変更しなかったために、前の所有者に課税されてしまうといったトラブルが毎年発生しています。また、引っ越しをした際に住所変更の手続きをしないと、納税通知書が届かなくなります。自動車の登録内容に変更があった場合は、運輸支局での手続きをお願いします。

すぐに自動車の住所変更登録ができない場合は、自動車税種別割納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。

下記に記載の県ホームページから申請してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6523.html>

岐阜県 自動車税住所変更

検索



狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

納税義務者

狩猟者の登録を受ける人

納税額

区 分			税 額※
第 1 種銃猟免許 (第 2 種以外の銃器)	① 都道府県民税の所得割額を納める人		16,500円
	② 都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)		11,000円
	③ ①に該当する人の控除対 象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	11,000円
		上記に該当しない人	16,500円
網猟免許 わな猟免許	① 都道府県民税の所得割額を納める人		8,200円
	② 都道府県民税の所得割額を納める必要のない人 (③に該当する人を除く。)		5,500円
	③ ①に該当する人の控除対 象配偶者又は扶養親族	農林水産業に従事する人	5,500円
		上記に該当しない人	8,200円
第 2 種銃猟免許(空気銃(圧縮ガスを利用するものを含む。))			5,500円

※有害鳥獣捕獲従業者の確保を目的として、下記の軽減措置が講じられています。

- ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録・・・非課税
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録・・・非課税
- ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録・・・税率2分の1

(注) 第1種銃猟免許を受けた人が装薬銃のほか空気銃を使用して狩猟鳥獣の捕獲等をする場合は、第2種銃猟免許に係る登録は不要です。

納 税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税の税額に相当する県の証紙を所定の用紙に貼って納めます。

(注) 県の証紙は令和7年12月31日をもって廃止(販売終了)となるため、令和8年1月1日からは現金で納めることとなります。

県固定資産税

この税金は、本来市町村税ですが、市町村の財政上の均衡を図る見地から、ダムなど一定規模を超える償却資産（大規模償却資産）に対して県が課税するものです。

納税義務者

大規模償却資産の所有者

納税額

市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の1.4%

申告と納税

○申告

申告期限は、1月31日です。

○納税

県から送付される納税通知書により4月、7月、12月及び翌年の2月に納めることになっています。

鉦区税

この税金は、地下の埋蔵鉦物を採掘するという権利（鉦業権）を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

納税義務者

県内に鉦区を持っている鉦業権者

納税額

- 砂鉦を目的としない鉦区
 - 〔 試掘鉦区 … 面積100アールごとに年額200円
 - 〔 採掘鉦区 … 面積100アールごとに年額400円

※ただし、石油・可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の2/3

- 砂鉦を目的とする鉦区
 - 〔 河床 … 延長1,000メートルごとに年額600円
 - 〔 その他のもの … 面積100アールごとに 年額200円

（注）年の中で鉦業権を取得したときはその翌月から、鉦業権の消滅があったときはその月まで月割で計算した額

申告と納税

○申告

申告期限は、鉦業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。

○納税

県から送付される納税通知書によって、5月末日までに納めることになっています。

乗鞍環境保全税

この税金は、乗鞍地域の環境保全施策に要する費用に充てるために課税するもので、乗鞍スカイラインのマイカー規制が実施されることを契機に岐阜県が創設した「法定外目的税」です。

納税義務者

乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する人が納税します。ただし、バス会社などの事業に従事して運転している場合には、その事業者が納税します。

納税額

自動車等の乗車定員によって、次のように税率が定められています。

区 分		税 額	
乗車定員30人以上の自動車	観光バス	1回につき	3,000円
	一般乗合用バス（シャトルバス）	1回につき	2,000円
乗車定員11人以上29人以下の自動車		1回につき	1,500円
乗車定員10人以下の自動車等		1回につき	300円

申告と納税

乗鞍鶴ヶ池駐車場の駐車料金徴収の有無によって、次のように定められています。

- 観光バスなど駐車場料金を徴収する自動車

駐車場の利用料金の徴収者が駐車場料金と併せて徴収し、毎月分を翌月末日までに納めます。

- 一般乗合用バス（シャトルバス）など駐車場料金を徴収しない自動車

バス会社などの事業者が毎月分を翌月末日までに申告し納めます。

税金の使途

環境パトロール員の設置など、乗鞍地域の環境保全施策に使われます。

法定外目的税とは………平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて設ける税です。

延滞金・過誤納金等の還付(充当)・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときにかかります。

納める額

納期限が過ぎてから納める税金の額に次の率をかけた額です。

【平成12年1月1日～令和2年12月31日までの期間】

期 間	平成12年1月1日 ～平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～令和2年12月31日
納期限の翌日から1か月 を経過する日までの期間	特例基準割合(注1)	特例基準割合(注1) + 1%
上記の日の翌日から納税 の日までの期間	年14.6%	特例基準割合(注1) + 7.3%

【令和3年1月1日以降の期間】

期 間	延滞金特例基準割合(注2) ≥ 7.3%	延滞金特例基準割合(注2) < 7.3%
納期限の翌日から1か月 を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合(注2) + 1%(上限7.3%)
上記の日の翌日から納税 の日までの期間	年14.6%	延滞金特例基準割合(注2) + 7.3%

※計算の根拠となる未納税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

※計算された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

※法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税で、確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は以下のとおりとなります。

平成12年1月1日から令和2年12月31日までの期間

上表のそれぞれの期間の特例基準割合の割合。

なお、令和2年中の割合は、年1.6%となります。

令和3年1月1日以降の期間

令和3年1月1日以降の期間は、その期間が属する年の租税特別措置法第93条第2項の規定により、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%を加えた割合となります。

なお、令和3年中の割合は年1.0%、令和4年から7年中の割合は年0.9%となります。

※税目、申告及び納付の状況等により上記の期間の延長及び除算される場合があります。

また、徴収の猶予期間や、やむを得ない事由による滞納等と認められる期間について、延滞金を減免する場合があります。

(注1) 特例基準割合について

平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間

その期間が属する年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。

なお、平成25年中の割合は、年4.3%となります。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間

その期間が属する年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加えた割合。

なお、令和2年中の割合は、年1.6%となります。

(注2) 延滞金特例基準割合について

その期間が属する年の租税特別措置法第93条第2項の規定により、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加えた割合。

なお、令和3年中の割合は年1.5%、令和4年から7年中の割合は年1.4%となります。

過誤納金等の還付(充当)

納め過ぎとなった県税や、誤って納めた県税は、還付します。

ただし、還付金を受ける方に、まだ未納の県税徴収金がある場合には、まずその県税徴収金に充当することとなります。なお、この場合、充当した県税徴収金について、充当を適することとなった時(充当適状日)までの期間により、延滞金の計算をします。

【還付加算金について】

還付(充当)をする場合、その発生理由により定められた日から、還付の支出決定をした日又は充当した日までの期間に応じ、還付加算金特例基準割合(注3)を用いて算出した額を還付又は充当すべき金額に加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{還付(充当)金額} \times \text{計算期間の日数} \times \text{還付加算金特例基準割合(注3)} \\ \div 365(\text{日})$$

(注3) 還付加算金特例基準割合について

その期間が属する年の租税特別措置法第93条第2項の規定により、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%を加えた割合。

なお、令和3年中の割合は年1.0%、令和4年から7年中の割合は年0.9%となります。

加算金

税金を期限までに申告しなかったり、事実より少なく申告したり、又は故意に税金を免れようとしたときにかかります。

対象となる税金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税(特別法人事業税(国税)分を合わせて徴収)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、乗鞍環境保全税

加算金には次の３種類があります。

種 類	内 容	納 め る 額
過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額なため後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合	増加・不足税額の10% 〔増加・不足税額のうち期限内申告税額と50万円とのいずれか多い金額を超える部分については、5%の割合を加算〕
不申告加算金	申告しなかった場合や期限後に申告した場合	
	期限後申告をした者	申告税額の15% ^{※1※2} 〔期限後申告が決定があるべきことを予知してされたものでないときは、申告税額の5%〕
	決定を受けた者	決定税額の15% ^{※1※2}
	期限後申告又は決定後に修正申告をした者	増加税額の15% ^{※1※2} 〔修正申告が更正があるべきことを予知してなされたものでないときは、増加税額の5%〕
重 加 算 金	二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合	
	仮装・隠蔽 ^{べい} した事実に基づく税額が過少申告加算金の対象となるものである場合	過少申告加算金に代えて、仮装・隠蔽した事実に基づく税額の35% ^{※2}
	仮装・隠蔽した事実に基づく税額が不申告加算金の対象となるものである場合	不申告加算金に代えて、仮装・隠蔽した事実に基づく税額の40% ^{※2}

※1 税額が50万円を超える部分については20%。令和6年1月1日以降に申告期限が到来するものについては、税額が300万円を超える部分については30%。

※2 過去5年以内に、不申告加算金又は重加算金を賦課されたものが「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合（令和6年1月1日以降に申告期限が到来するものについては、期限後申告等により、前年度、前々年度の当該税目について不申告加算金又は重加算金を課するべきと認められるものを含む）は、それぞれの割合に10%加算されます。

納税の猶予と減免

税金は納期限までに納めなければなりません。特別の理由がある場合には、申請により徴収の猶予、換価の猶予又は減免が認められることがあります。

徴収の猶予

次の場合には、1年以内の期間を限度として、徴収の猶予を受けることができます。（事情により、最長2年まで延長できる場合があります。）

- 本人の財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- 事業に大きな損失を受けたとき、又は事業を廃止（休止）したとき

換価の猶予

次の事情があり、県税の納付について誠実な意思があると認められるときには、1年以内の期間、換価の猶予を受けることができます。（事情により、最長2年まで延長できる場合があります。）

- 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

減 免

次の税金については、それぞれに掲げる理由に該当するときには、減免されます。その主なものは、次のとおりです。

税 金 の 種 類	減 免 理 由
個人の事業税	● 災害により資産に被害を受けたとき ● 生活保護を受けて生活しているとき ● 事業主の死亡等により税の納付が著しく困難であるとき
不動産取得税	● 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得したとき ● 取得した不動産が納期限までに災害を受けたとき
自動車税種別割	● 災害により自動車又は資産が被害を受けたとき ● 自動車が一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用されるとき
自動車税環境性能割	● 災害により自動車に被害を受けたため、それに代わる自動車を3か月以内に取得したとき ● 取得した自動車が一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用されるとき

審査請求・更正の請求

審査請求

県税の課税や徴収などの処分に対する不服がある場合には、知事に審査請求をすることができます。

- 審査請求 … 知事、県税事務所長又は自動車税事務所長が行った課税、徴収等の処分について不服がある場合には、知事に審査請求をすることができます。
- ◆審査請求の手続き … 原則として、審査請求の原因となる処分が行われたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求書を知事に提出してください。なお、審査請求をする場合は、なるべく所管の県税事務所又は自動車税事務所を経由してください。

更正の請求

法人の県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、乗鞍環境保全税については、申告書の提出後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、原則として法定納期限から5年以内に限り、減額の更正の請求をすることができます。

【参考】

- 1 職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。
 - 県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>
トップページ > 県政情報 > 広報・公聴 > 県政へのご意見・ご提案
 - 行政相談窓口（岐阜県庁内）
電 話：058-272-1140 ※受付時間 月曜日から金曜日の8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）
FAX：058-278-2544 e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp
- 2 行政不服審査制度について
 - （1）処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
 - （2）審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
 - （3）審査請求の手続きの流れ（知事が審査庁の場合）、審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。
行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

納税の方法

県税を納める場所等

県税は、県税納付書等（納税通知書や督促状、催告状など）を持って、次の窓口で納めてください。県税納付書等の種類によって、納めることができる窓口が異なる場合があります。詳しくは、県税納付書等の裏面「納付場所等」をご確認ください。

●岐阜県の公金を取り扱う主な金融機関

- ・ 地方税統一QRコードが付与された納付書等においては、これに対応した金融機関で納付が可能です。対応可能な金融機関については、地方税共同機構のホームページにおいてご確認ください。
- ・ 岐阜県内の普通銀行、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、農業協同組合など
- ・ 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行、北陸銀行中村支店、みずほ銀行、三井住友銀行
- ・ 全国の郵便局（「」・がある納付書）
岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行及び郵便局（「」がなく、の記載のある納付書）

●県税事務所（一部の税目を除く）、自動車税事務所（自動車税種別割、自動車税環境性能割）

●自動車税種別割、個人の事業税、不動産取得税及び鉾区税については、全国のコンビニエンスストア等（以下に掲げるものに限ります。）

セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、MMK設置店

※ コンビニ納付専用バーコード（取扱有効期限有り）が印刷された納付書等が必要です。また、予め印字された金額による納付のみの取扱いとなります。

※ 納付額が30万円以下のものに限ります。

クレジットカードによる納税

地方税統一QRコードが付与された納付書等においては、地方税お支払サイトよりクレジットカード（VISA、Master、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Clubのマークの付いたカードに限る）による納税ができます（上限9,999,999円）。なお、領収書及び納税証明書は発行されません。

※納税額に加えて、納税額に応じた手数料がかかります。

口座振替による納税

個人の事業税と自動車税種別割については、口座振替の方法で納税できます。（口座振替が利用できない金融機関もあります。詳しくは、県税事務所、自動車税事務所へお問い合わせください。）

この方法を利用される方は、予め申込みいただく必要があります。申込みの方法、時期等につきましては、口座振替をする預金口座のある金融機関又は県税事務所の窓口にお問い合わせください。なお、領収書及び納税証明書は発行されません。

ペイジーによる納税

パソコンや携帯電話、ATM等から納税できます（対応していない金融機関もありますので、ご利用の金融機関にお問い合わせください）。ペイジーマーク「」のついた納入通知書などに印字されている納付番号などを入力することで納めることができます。詳しくは、県税事務所、自動車税事務所

所へお問い合わせください。なお、領収書及び納税証明書は発行されません。

スマートフォン決済アプリを利用した納税

地方税統一QRコードが付与された納付書等においては、スマートフォンからスマートフォン決済アプリを利用して納税ができます。利用可能な決済アプリについて等の詳細については、地方税共同機構のホームページをご覧ください。なお、領収書及び納税証明書は発行されません。

地方税共通納税システムを利用した納付

先述したクレジットカード納税のほか、地方税お支払サイトにおいてはインターネットバンキングやダイレクト方式（口座振替）による納税もできます。詳しくは、地方税共同機構のホームページにおいてご確認ください。なお、領収書及び納税証明書は発行されません。

また、法人の県民税、法人の事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の納付については、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、一度の手続きで複数の地方公共団体へ電子納税ができます。この方法を利用される方は、事前の準備が必要です。地方税共同機構ホームページをご確認ください。なお、領収書は発行されません。

（参考）

地方税共同機構のホームページ（<https://www.lta.go.jp/>）

申告と納税の時期一覧表

県税の申告期限と納期は、次のとおりです。

税 金 の 種 類	申 告 期 限	納 期	納める方法
個 人 の 県 民 税 ※公的年金等所得者については「県民税の申告と納税」の項をご参照下さい。	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町村へ提出 給与所得者以外は3月15日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入 6、8、10月及び 翌年1月	給与支払者が徴収して納入 普通徴収
法 人 の 県 民 税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日 ^{※1}	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 の 事 業 税	3月15日	8月及び11月（税額が1万円以下の場合は8月）	普通徴収
法 人 の 事 業 税	法人の県民税と同じ	申告と同じ	申告納付
特別法人事業税(国税)	法人の事業税と同じ ^{※2}	申告と同じ	申告納付
地 方 消 費 税	消費税に同じ ^{※3}		
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内	納税通知書に定めた日	普通徴収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車税環境性能割	登録又は届出のとき	申告と同じ	申告納付
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
自 動 車 税 種 別 割	取得・消滅又は変更の都度	5月 新規登録のとき	普通徴収 税額に相当する現金を徴収
鉦 区 税	取得・消滅又は変更の日から7日以内	5月又は納税通知書に定めた日	普通徴収
軽自動車税環境性能割 (市町村税)	登録又は届出のとき	申告と同じ	申告納付
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける日	申告と同じ	証紙徴収
乗 鞍 環 境 保 全 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入 申告納付(知事が指定する者)

※1 平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、原則として徴収の翌年の1月10日。

※2 特別法人事業税の賦課徴収は、県が法人事業税の賦課徴収と併せて行います。

※3 地方消費税の賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行います。

- 普通徴収 …………… 県から送付された納税通知書により納税者が税金を納めます。
- 申告納付 …………… 納税者が納める税金を計算し、申告して納めます。
- 申告納入 …………… 経営者などが県に代わって税金を受け取り、それを申告して納めます。
- 証紙徴収 …………… 県が発行する証紙を購入し、申告書などに貼って納めます。

県税・国税・市町村税の照会先

税金について不明な点がある場合は、お気軽に県税事務所、税務署、市町村役場にご相談ください。

県 税

名 称	所 在 地 ・ 電 話 番 号	管 轄 区 域
岐阜県税事務所	〒500-8384 ☎(058)214-6873～4、6914～5 岐阜市藪田南五丁目14-53 OKBふれあい会館	岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 羽島郡、本巣郡
西濃県税事務所	〒503-0838 ☎(0584)73-1111 (代) 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	大垣市、海津市、養老郡、 不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃県税事務所	〒501-3756 ☎(0575)33-4011 (代) 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	関市、美濃市、美濃加茂市、 可児市、郡上市、加茂郡、 可児郡
東濃県税事務所	〒507-8708 ☎(0572)23-1111 (代) 多治見市上野町五丁目68-1東濃西部総合庁舎	多治見市、中津川市、 瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨県税事務所	〒506-8688 ☎(0577)33-1111 (代) 高山市上岡本町七丁目468 飛騨総合庁舎	高山市、飛騨市、下呂市、 大野郡
飛騨県税事務所 自動車税出張所	〒506-0035 ☎(0577)36-1400 (代) 高山市新宮町830-7	高山市、飛騨市、下呂市、 大野郡 の自動車税（環境性能 割・種別割）随時課税分
自動車税事務所	〒501-6192 ☎(058)279-3781 (代) 岐阜市日置江2648-3	県内全域の自動車税（環境性能 割・種別割）（高山市、飛騨市、 下呂市、大野郡の随時課税分を 除く。）及び軽自動車税環境性能 割
税 務 課	〒500-8570 ☎(058)272-1111 (代) 岐阜市藪田南二丁目1-1 岐阜県庁	

< 管轄区域の特例 >

- ・個人県民税の配当割及び株式等所得割については、県全域を岐阜県税事務所が管轄します。
- ・地方消費税、県たばこ税、鉾区税及び県固定資産税については、県全域を税務課が管轄します。
- ・ゴルフ場利用税及び軽油引取税については、西濃県税事務所の管内を岐阜県税事務所が、中濃県税事務所の管内を東濃県税事務所がそれぞれ管轄します。

< 「県税窓口コーナー」の設置 >

揖斐総合庁舎内【☎(0585)23-1111(代)】 可茂総合庁舎内【☎(0574)25-3111(代)】

郡上総合庁舎内【☎(0575)67-1111(代)】 恵那総合庁舎内【☎(0573)26-1111(代)】

下呂総合庁舎内【☎(0576)52-3111(代)】

にそれぞれ「県税窓口コーナー」を設置しています。

国 税

名 称	所在地・電話番号	管 轄 区 域
岐 阜 北 税 務 署	〒500-8711 ☎(058)262-6131 岐阜市千石町一丁目4	岐阜市のうちＪＲ東海高山本線以北及びＪＲ東海岐阜駅以西の東海道本線以北に属する地域、山県市、瑞穂市、本巣市、本巣郡
岐 阜 南 税 務 署	〒500-8567 ☎(058)271-7111 岐阜市加納清水町四丁目22-2	岐阜市（岐阜北税務署管内の地域を除く。）、羽島市、各務原市、羽島郡
大 垣 税 務 署	〒503-8556 ☎(0584)78-4101 大垣市丸の内二丁目30	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
関 税 務 署	〒501-3293 ☎(0575)22-2233 関市川間町2	関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡
多 治 見 税 務 署	〒507-8706 ☎(0572)22-0101 多治見市白山町一丁目209	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
中 津 川 税 務 署	〒508-8611 ☎(0573)66-1202 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	中津川市、恵那市
高 山 税 務 署	〒506-8601 ☎(0577)32-1020 高山市昭和町二丁目220 高山合同庁舎	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

市町村税

各市町村役場の税務担当課



